

こんな相談が寄せられています！

詐欺の手口や消費生活に関するトラブルは年々多様化・複雑化しており、自分一人で判断してしまうと思ってもよらない損害が生じることもあります。

トラブル事例

①

「海産物を購入しないか。以前にも買ってもらったことがある。」などと電話で勧誘を受け了承したが、断りたい。

「新型コロナウイルスの影響で商品が売れず、支援してほしい。」などと強引に勧誘されて了承したが、不要なので断りたい。



<ポイント>電話勧誘での契約はクーリング・オフができる場合があります！

- ・必要以上に情に訴えてくる、話の内容に覚えがないなど、少しでも不審な点があった場合は、話し込まずに断りましょう。
- ・クーリング・オフできる期間には定めがありますので、できるだけ早く相談しましょう。
- ・断ったにも関わらず一方的に商品を送り付けられた場合は、受取拒否をしましょう。

トラブル事例

②

「初期費用無料!」、「誰でも稼げる!」といった副業サイトの広告から契約したが、後から説明にはなかった高額料金を請求された。

高額収入を得られると強調された広告を見て連絡したところ、高額な契約をすれば副業や投資等で儲けることができるノウハウを教えると勧誘され契約したが、実際は説明と異なり儲からない。



<ポイント>簡単に高額収入を得られることを強調する広告・宣伝に要注意！

- ・ノウハウなどの情報を販売する「情報商材」は契約前に中身を確認することができません。「誰でも簡単に」などの甘い言葉には注意が必要です。
- ・クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約する前に、契約内容や信頼性を十分確認しましょう。

他にもこんな相談がありました

- ・市の職員を名乗る者から「保険料の還付がある。受け取り手続きのために ATM までいってこないか。」と電話があった。
- ・実在の通信会社名で「利用料金についてお知らせしたいことがある」と SMS が届き、連絡したところ覚えのないサイト利用料を請求された。
- ・お金の困り、高額な借金をしてしまい、返済が滞っている。



困ったときは、高山市消費生活センターへ

お金を請求されて、支払う必要があるかどうかわからない場合や、トラブルに巻き込まれたかもしれないと不安な場合は、高山市消費生活センターや警察の窓口など公的な相談窓口にご相談ください。